

和泊町の中学校運動部活動
地域移行推進計画（案）

和泊町教育委員会
令和6年11月

〈目次〉

はじめに	P1
1 学校部活動の地域移行推進計画について	P2～4
(1) 部活動改革の方向性	
(2) 和泊町の目指す部活動の地域移行	
(3) 和泊町における推進体制	
2 和泊町の「地域クラブ活動」について	P4～5
(1) 対象者	
(2) 地域クラブ活動の主体者	
(3) 地域クラブ活動におけるスポーツ種目	
(4) 活動場所	
3 和泊町の「地域クラブ活動」における適切な運営等について	P5～7
(1) 活動方針の策定等	
(2) 適切な休養日等の設定	
(3) 適切な指導の実施	
(4) 保険加入の推奨	
4 和泊町の「地域クラブ活動」の指導者について	P7～9
(1) 求める指導者像	
(2) 指導者向け研修	
(3) 教員の兼職兼業	
5 和泊町の「地域クラブ活動」における学校との連携について	P9～11
(1) 地域移行実施校との連絡・運営体制	
(2) 学校施設及びスポーツ備品の供用	
6 和泊町の「地域クラブ活動」における安全管理及び事故防止等について	P11～12
(1) 事故発生時の対応	
(2) 熱中症等の対策	
(3) 体罰・ハラスメントの防止	
7 大会の在り方について	P12～13
(1) 大会参加について	
(2) 大会運営への従事	
8 その他	P13～14
(1) 地域クラブ活動にかかる経費	
(2) 地域クラブ活動への支援	
おわりに	P15～16

はじめに

● 学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。生徒の体力や技能の向上を図る目的だけではなく、人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、そして問題行動の抑制や責任感及び連帯感の涵養に資するものであり、生徒にとって多様な学びの場となっております。

しかし部活動指導において、専門性や指導経験のない教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる状況であります。また、全国的に少子化が進展する中、学校部活動の持続可能な運営はますます厳しくなると思われます。

これからの課題は、学校だけで解決することが難しく、生徒と教員の双方にとって望ましい持続可能な部活動とするためには、これまでの枠組みにとらわれない新たな指導・運営体制を構築していくことが求められております。

和泊町における少子化問題は、現時点では顕著ではありませんが、生徒たちが今後、スポーツに継続して親しむことができるよう、学校部活動の地域移行の推進を契機に、持続可能で多様な地域スポーツの環境を一体的に整備することが必要であります。

● 本計画では、学校部活動の地域移行に向けて、新たな「地域クラブ活動」の運営に関する指針であり、本町の考え方を示すものであります。

1 学校部活動の地域移行推進計画について

(1) 部活動改革の方向性

令和4年6月、スポーツ庁が設置した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において、運動部活動の地域移行に向けた提言が示され、令和5年度から“休日の部活動から段階的に地域に移行する”ことを決定した。

これを踏まえ、平成30年のスポーツ庁のガイドラインを全面的に改定し統合を行った「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」が令和4年12月に策定された。

本ガイドラインでは、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の方向性の大枠が示されている。

本ガイドラインを踏まえ、本町においては、町長部局、教育委員会、町立中学校、町内のスポーツ団体等と連携・協働し、地域におけるスポーツ活動の機会及び生徒の多様なニーズに合ったスポーツ活動の機会の充実等にも着実に取り組むこととする。

また、本町の地域実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域移行を進めていく。

(2) 和泊町の目指す部活動の地域移行

～地域クラブ活動の活性化による生涯スポーツ社会の実現・地域社会の活性化～

本町では、中学校の運動部活動改革を通じて、子供たちが将来にわたってスポーツを継続して親しむことができる機会の確保、持続可能で多様な地域スポーツ環境を一体的に整備する。

スポーツ団体等の組織化、指導者及び施設の確保、複数種目の活動の提供等を行うことで子供たちの多様な体験機会を確保し、地域において中学生の運動・スポーツ活動を進化させるとともに、活力ある社会と絆の強い社会創りを目指す。

同時に学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上につなげていくため、学校と地域が協力・連携し段階的に部活動を学校から地域へ移行する。

中学生の地域スポーツ活動は、大会に参加することのみに重点を置く勝利至上主義ではなく、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、地域において生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指す。

まず、令和6年度中に町立中学校の平日及び休日の運動部活動を**地域と連携**し、**令和7年度末までを改革推進期間**とし、この2か年において本町における地域クラブ活動の充実を図る。

改革推進期間中において、全ての部活動を地域連携できるよう取り組む。

将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指し、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出を目指す。

(3) 和泊町における推進体制

ア 町長部局・教育委員会

教育委員会は、本町の中学校運動部活動地域移行推進計画（本計画）を策定し、改革推進期間中に全ての部活動が円滑に地域移行できるよう体制を整備する。

具体的にはアンケート等を通じた生徒のニーズ把握、新たなスポーツ環境整備等に関して協議を行うための検討委員会の開催、地域クラブ活動の受け皿や必要な財源等の確保及び支援、そして鹿児島県、各中学校、町内のスポーツ団体等との調整を図る。

令和8年度以降は教育委員会が主管となって地域クラブと連携し、生涯学習系の協力を得ながら地域クラブ活動の充実を図る。

町長部局及び教育委員会は、総合型地域スポーツクラブ「元気！わどまりクラブ」において、スポーツ団体や高校、民間事業者、地域学校協働活動推進員等と連携して、学校施設を活用して行われる地域クラブ活動に指導者等を配置する。

また、多様な運営団体・実施主体※が社会体育及び教育施設又は自らが保有する施設等を活用して、スポーツに親しむ多様な体験機会の提供ができるよう、多くの生徒が参加できる体制整備に向けて検討を行う。

※総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間事業者、町スポーツ協会、各競技団体など。

イ 各中学校

各中学校は、これまでの部活動における生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、町長部局、教育委員会及び鹿児島県の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、参加する生徒の情報共有など地域クラブ活動の環境整備に取り組む。

各中学校の校長は、国及び鹿児島県、教育委員会が示す方針に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者と協力・連携を図り、推進する。

また生徒が平日・休日の運動部活動・地域クラブ活動に参加しやすい環境となるよう教職員、保護者、生徒への周知を徹底する。

ウ 和泊町スポーツ協会及び和泊町スポーツ推進委員等

和泊町スポーツ協会及び和泊町スポーツ推進委員等の関係団体並びに関係者は、地域クラブ活動の取組への助言及び支援を行う。

2 和泊町の「地域クラブ活動」について

(1) 対象者

町立中学校生徒を念頭に、地域クラブ活動に参加を希望する全ての生徒とする。当該学校に設置されていない種目への参加も例外としない。

(2) 地域クラブ活動の主体者

改革推進期間における地域クラブ活動の受け皿は、教育委員会及び町長部局とする。

改革推進期間終了後は、複数種目のスポーツ活動を定期的に行うことができる事務局を整備し、運営体制の整備や人材の確保等、自立化・自走化のできる持続可能な運営ができる組織体制を目指す。

(3) 地域クラブ活動におけるスポーツ種目

地域クラブ活動は、各中学校において平日に実施する運動部活動の種目を基本とする。その他、生徒のニーズ調査等を行い、エンジョイスportsやユニバーサルスポーツ等の多様なスポーツイベントの機会を提供する。

(4) 活動場所

地域クラブ活動の活動場所は、町立中学校の学校体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート等）及び社会体育施設、実施主体の保有する施設等とする。教育委員会は、学校施設等の管理運営について検討し、規則等を整備するな

ど、改革推進期間終了後の地域クラブ活動の安定的・継続的な運営を促進する。

3 和泊町の「地域クラブ活動」における適切な運営等について

(1) 活動方針の策定等

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域クラブ活動が以下の点を特に重視して、地域・学校・種目等に応じた多様な形で、最適に実施されることを目指す。

ア 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させるとともに、生徒がスポーツを楽しむことで、運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。

イ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

ウ 地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう学校等との連携を図り、多様な活動ができる環境を整えること。

(2) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動については、平日及び休日の部活動を地域に移行することにより、平日及び休日の活動は学校教育ではなくなるが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、下記の点に留意して活動する。

① 地域クラブ活動についても「鹿児島県部活動の在り方に関する方針（平成31年3月）」及び「和泊町に設置する学校に係る部活動の方針（令和3年6月）」に則ること。

② 生徒の所属する部活動と地域クラブ活動が連携し、適切な活動時間や休養日を設定すること。

ア 1日の活動時間

1日の活動時間は、平日では原則2時間程度、土日祝日（学校の休業日）においては、3時間程度とする。

イ 週当たりの休養日

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

学期中の土日に活動する場合、平日は少なくとも2日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、前後の活動日で休養日を設ける等、活動時間を調整すること

ウ 祝日の取扱い

原則として休養日とする。ただし、全国中学校体育大会前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫すること（大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振替）。

エ 共通の休養日

1. 第3日曜日

「家庭の日」による休養日とする。大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えること。各学校のテスト期間中及び夏季休暇・年末年始の学校閉庁期間は休養日とする。

2. オフシーズンの設定

各種目において、祝日及び共通の休養日を除く連続する3日間の休養日を少なくとも年に1回は設定する。

3. 指導者は、スポーツ医学的・科学的見地に基づいた指導理論やできるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導法に基づいた指導を行うこと。

(3) 適切な指導の実施

生徒には、競技大会で入賞したい生徒もいれば、スポーツに親しみたい、友達をつくりたいなどのレクリエーション志向の生徒もいることから、指導者の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定すること。

ア 健康状態の把握

- ① 指導者は、個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項について把握しておく。
- ② 指導者は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観

察を行い、健康状況により活動内容を制限するか、休ませるか、適切に判断し対応する。

- ③ 活動中は、生徒自身の体調管理はもちろん、友達同士でも体調をチェックさせる。

イ 安全指導の充実（危機予知，危機回避）

- ① 指導者は、日頃から生徒に自分の健康管理について関心や意識を持つように指導し、適切な休養と栄養の補給に留意させる。
- ② 指導者は、生徒自身が教科等の授業で習得した安全に関する知識や技能を活用・発展させ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるよう指導する。
- ③ 指導者は、正しいトレーニング方法や内容・手順を理解させる。
- ④ 運動部では、生徒同士の衝突や予期せぬ方向からのボール等の直撃を防げるような練習環境にする。
- ⑤活動中のルールや約束事を徹底させる。
- ⑥練習内容は、発達段階や体力・技能に応じたものにする。

（４）保険加入の推奨

地域クラブ活動に参加する生徒やその保護者、指導者が安心して活動が行えるようスポーツ安全保険等への加入を推奨し、強く促す。

4 和泊町の「地域クラブ活動」の指導者について

（１）求める指導者像

ア 量から質へ（短時間での効果的な指導の充実）

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、身体や心の疲労を回復するためには、活動量を適切に設定することが必要である。経験則に基づいた長時間に及ぶ活動から、科学的なデータ等に基づいた効率的・効果的な活動に転換することが求められる。それぞれの種目の特性を踏まえた科学的・合理的な内容、指導方法を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるよう工夫する。

また、参加する大会等を精選すること、活動時間や休養日を適切に設定すること等を考慮しながら活動計画を作成し、指導していく。

イ 指示から支援へ

地域クラブ活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるため、生徒自らが進んで参加できるような雰囲気・環境づくりをすることが重要である。

指導者は、生徒とのコミュニケーションを密にし、誰が、いつ、どこで、何を、どのような目的で、どのように行えばよいのか等、発達段階を踏まえつつ、生徒にしっかりと理解させるよう意識しなければならない。生徒が様々な役割分担を行い、より自立的で組織的な活動ができるよう支援する。

ウ 指導者の在り方

- ・地域クラブ活動の意義や趣旨を生徒及び保護者への理解を促し、自主性、協調性、責任感、連帯感を育てる指導者
- ・指導理念や活動方針を明確にし、生徒の発達段階、体力、技能等に応じた活動目標を定める指導者
- ・自分の経験に頼らず、科学的根拠を基に、効果が期待できる合理的な練習計画を立案し、指導する指導者
- ・正しい人権感覚を持つ指導者（生徒の人権を尊重する指導者）

(2) 指導者向け研修

地域クラブ活動の指導者は、参加する生徒の安全や健康管理等を確保するため、教育委員会が指定する指導者講習を受講し認証を受けなければならない。その上で、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

【研修内容】

①基礎研修

〔内容〕指導者としての基礎的知識及び生徒への指導のためのノウハウの習得

②専門研修（専門科目）※必要に応じて

〔内容〕種目別の指導方法の習得

③自然災害への対応

〔内容〕防災準備や災害発生時の対応についてのノウハウの習得

④けが防止、救急救命・救護

〔内容〕活動中の受傷事故防止及び救命処置等に関する知識の習得

⑤防犯

〔内容〕平時における校内外での児童生徒の安全確保についての知識の習得

⑥コンプライアンス・ハラスメント

[内容] 生徒・保護者らとの適切な関係構築，体罰防止等に関する知識の習得

⑦メンタルヘルスケア

[内容] 生徒の心の変化，精神面への対応，いじめ防止等に関するノウハウの習得

⑧個人情報保護

[内容] 個人情報の適切な管理についての知識の習得

⑨その他，必要な研修

(3) 教員の兼職兼業

地域クラブ活動は，教員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに，生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど，これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。

町立小中学校に勤務する者で，地域クラブ活動の指導等に携わりたい教員は所定の兼職兼業の申請を行い，教育委員会の許可を得ることとする。

5 和泊町の「地域クラブ活動」における学校との連携について

(1) 地域移行実施校との連絡・運営体制

ア 対象校（部活動）との事前打合せ

対象校の学校長及び顧問教員と学校部活動の状況・指導方針等について事前打合せを行うこと。

イ 保護者対応

① 保護者説明会等への出席

地域クラブ活動の指導者は，学校の要請に基づき保護者説明会に出席し，学校の求めに応じて説明を行うこと。

② 学校・保護者等との連絡

地域クラブ活動の指導者は，地域クラブ活動に関する情報及び活動状況等の報告等について，学校からの連絡や問合せに迅速に対応すること。また地域クラブ活動の指導者との連絡を希望する保護者等に対し，活

動全般に関する情報及び当該生徒の活動状況等の報告等について保護者等からの連絡や問合せ等に対応すること（土日祝日，長期休業中含む。）

- i 連絡体制については，必ず学校及び保護者等に説明を行い，同意を得ること
- ii 学校及び保護者等との連絡は電話又は電子メール（一斉送信含む）等で行う
- iii 個人情報保護対策を講ずること。

（２）学校施設及びスポーツ備品の供用

ア 学校施設の使用

使用できる学校施設は，学校長の許可を得て使用すること。

- ①地域クラブ活動として利用する時間帯の運動場及び体育館等の区域
- ②参加生徒が負傷した場合の保健室
- ③その他，学校長の許可を得た区域

イ 使用時の注意事項

① 建物の使用

地域クラブ活動の実施により，施設の構造，建築材その他の箇所について，剥離，損耗，滅失等による機能や安全性，美観を損なうことがないよう，使用方法に留意するとともに日常的に点検を行い，施設の維持・管理に努めること。

② 鍵の管理

地域クラブ活動の実施に必要な施設の鍵については，学校の指示に従い，適切に管理すること。

また，地域クラブ活動における施設使用に係る契約期間終了後には学校に返却すること。

なお，今後は鍵を使用しないスマートロック等を導入し，ICT ツールの活用等により利便性の向上に積極的に取り組むこと。

ウ 備品の借用

地域クラブ活動時に必要な，学校の既存の備品を借用することができる。ただし，借用する備品に破損等があり，安全に使用できない状態の場合は使用を止め，速やかに学校へ報告し，生徒の安全面に留意すること。なお借用については事前に学校と調整すること。

エ 学校への機器の持ち込み

学校に特別な機器を持ち込む必要がある場合は、事前に教育委員会事務局及び当該学校の了解を得ること。また当該機器にかかる経費は、指導者負担とする。

6 和泊町の「地域クラブ活動」における安全管理及び事故防止等について

(1) 事故発生時の対応

地域クラブ活動中は学校管理化ではないため、クラブが責任を負い、クラブで加入している保険を適用する。また、学校管理下ではないが、事故発生時は顧問・教頭（学校で設定）に連絡する。

(2) 熱中症等の対策

ア 指導者は、熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、台風等の気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、必要な措置を講じること。

イ 夏季の地域クラブにおける高温や多湿時の活動においては、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、「熱中症予防のための運動指針」（日本スポーツ協会）を目安に対策を講じる。

気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じること。

ウ 指導者は、熱中症の発生には環境の条件以外に、運動の条件や個人のコンディションも関係していることを認識し、常に生徒の健康状態を観察し、こまめな水分補給や休息時間を定期的に設ける等、熱中症の予防に努める。

エ 湿度の高い日や温度変化の大きい時期、暑さに慣れていない時期は、特に注意する。

(3) 体罰・ハラスメントの防止

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、直接受けた生徒

のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすとともに、生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。

指導者及び地域クラブ関係者は、地域クラブ活動において体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。また、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、地域クラブ関係者及び指導者から積極的に説明し、理解を図ること。

また、セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等が、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導に当たること。また、生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行わない。

7 大会の在り方について

(1) 大会参加について

ア 日本中学校体育連盟及び鹿児島県中学校体育連盟が主催する大会の参加について

中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。中学校体育連盟が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、各学校が行う。

イ 各競技団体等が主催する大会の参加について

競技団体等が主催する大会参加規程に基づき参加する。競技団体が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、指導者及び地域クラブ関係者が行う。

ウ その他、民間事業者等が開催するスポーツ大会等の参加について

上記ア、イに関連する重要な大会や生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる真に必要な大会の場合に、地域クラブ活動の範囲で参加することとする。ただし、生徒及び保護者の過度の負担となることがないように年間計画に基づく大会を基本とする。

エ 大会参加の制限について

教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末

等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。なお、大会参加にあたっては、国及び鹿児島県のガイドライン等を遵守するとともに、月1回程度を目安とする。ただし、中体連が主催する全国中学校体育大会及び新人戦を除く。

(2) 大会運営への従事

教育委員会は、大会運営に従事する教員等のサービス上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切にサービス監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

8 その他

(1) 地域クラブ活動にかかる経費

- ア 地域クラブ活動の参加に係る費用は、参加者から会費を徴収する。
教育委員会は、地域クラブ活動の運営に係る経費について予算措置等の財源確保を図り一部を補助又は委託する。
- イ 経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に地域クラブ活動に参加できないことがないように、適切な措置を講ずる。

(2) 地域クラブ活動への支援

- ア 企業版ふるさと納税
教育委員会、学校、地域及び民間企業が連携し、充実した地域クラブ活動の持続可能な運営体制を構築するため、多様な財源を確保しふるさと納税、企業版ふるさと納税等、サステナブルな地域クラブ活動を目指し、多くの課題解決へのアプローチ及び支援を実施する。
- イ 学校体育施設の指定管理者制度
学校体育施設において指定管理者制度を積極的に活用し、学校教育の支援のない範囲において、地域への学校開放及び指定管理者によるスポーツ教室・体験会等の実施を推進する。

ウ その他

教育委員会，町長部局，地域事業者等が連携し，新たな地域クラブ活動の支援に向けた取組を積極的に実行する。

おわりに

- ・将来にわたり子どもたちがスポーツ活動に親しむことができる機会を確保し、子供の視点に立った地域クラブ活動への移行の方向性と推進を示したところである。
- ・本計画は、本町における今後の地域クラブ活動及び子供たちのスポーツ環境の充実を推進するため、大筋の方向性を示しているものである。
- ・生徒にとって大きな意義のある部活動の改革には、大きなエネルギーが必要だが、本町の未来を担う子供たちのために、「地域の子供たちには、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、持続可能で多様なスポーツ環境の構築のために、関係者の知恵と力を結集し、部活動改革を推進していく。

※国及び県の方針やガイドライン，予算等も鑑み適宜見直しを図り改訂する。

※文化部活動の地域移行に関する推進計画は，和泊町立中学校部活動地域移行推進協議会での検討を踏まえて作成する。

【参考資料】

学校の部活動と地域スポーツクラブ活動の違い

〈参考〉学校の部活動と地域スポーツクラブ活動の違い

区 分	学校の部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ, スポーツ少年団, (民間事業者), 町スポーツ協会, その他各競技団体等
対象	自校生徒	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教員 (+学校が正式に委嘱した外部指導者), 部活動指導員	クラブ所属の指導者, 地域のスポーツ指導者, 保護者, 部活動指導員, 外部指導者
活動日	部活動方針に則った活動日	部活動方針に則った活動日となるようにする
活動場所	学校等	学校, 地域の公共施設, クラブの施設等
活動時間	平日 2 h 程度, 休日 3 h 程度	左記に同じ
運営費	部活動費, 保護者会費等	受益者負担, 行政等の補助
保険	日本スポーツ振興センター	運営主体でスポーツ安全保険等に参加
責任	学校	運営主体
参加可能な大会	中体連主催大会 その他大会 (学校対抗)	学校単位以外も出場可能とする大会
指導者の報酬等	顧問: 特殊業務手当 部活動指導員: 設置者による報酬 外部指導者: 学校規程による報酬	運営主体が報酬額を決定
指導者の資格	顧問: 教員 部活動指導員: 設置者が雇用 外部指導者: 学校規程による	運営主体が決定 ※日本スポーツ協会等の公認スポーツ指導者資格等を所持していることが望ましい